

事 務 連 絡

令和 7 年 3 月 12 日

旅客自動車運送事業者 各位

東北運輸局山形運輸支局

首席運輸企画専門官（輸送・監査担当）

平成 17 年国土交通省告示第 503 号及び平成 18 年国土交通省告示第 1171 号の解釈について

標記の件について、令和 7 年 3 月 10 日付け事務連絡により、東北運輸局自動車交通部旅客第一課長及び旅客第二課長から別添のとおり通知がありましたので、趣旨を了知願います。

事 務 連 絡  
令和7年 3月 10日

管内各運輸支局  
首席運輸企画専門官（輸送担当） 殿

自動車交通部 旅客第一課長  
旅客第二課長

平成17年国土交通省告示第503号及び平成18年国土交通省告示第1171号の解釈について

標記の件について、令和7年3月6日付け事務連絡により、物流・自動車局旅客課長から別添のとおり通知があったので了知されるとともに、各支局管内事業者及び自治体等に対して周知願います。

事 務 連 絡  
令和 7 年 3 月 6 日

各地方運輸局自動車交通部旅客（第一、第二）課  
沖縄総合事務局運輸部陸上交通課

御中

国土交通省物流・自動車局旅客課長

平成 17 年国土交通省告示第 503 号及び平成 18 年国土交通省告示第 1171 号の解釈について

今般、一般社団法人日本損害保険協会から寄せられた要望を踏まえ、旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成 17 年国土交通省告示第 503 号。以下「第 503 号告示」という。）及び自家用有償旅客運送者が自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するために講じておくべき措置の基準を定める告示（平成 18 年国土交通省告示第 1171 号。以下「第 1171 号告示」という。）の解釈について下記のとおり通知することとしたので、各地方運輸局自動車交通部旅客（第一、第二）課及び沖縄総合事務局運輸部陸上交通課におかれては、その旨了知されるとともに、管内の旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者に周知されたい。

#### 記

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号。以下「運輸規則」という。）第 19 条の 2 及び道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号。以下「施行規則」という。）第 51 条の 26 においては、それぞれ旅客自動車運送事業者及び自家用有償旅客運送者（以下「運送事業者等」という。）は、事業用自動車及び自家用有償旅客運送自動車の運行により生じた旅客その他の者の生命、身体又は財産の損害を賠償するための措置であって、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものを講じておかなければならない旨規定している。

これを受けて第 503 号告示及び第 1171 号告示においては、一定の基準を満たした損害賠償責任保険契約等の締結の措置が規定されているところ、当該契約の締結主体については、運送事業者等に限られるものではなく、当該運送事業者等の責任の下、車両提供者（リース会社等）がその主体となることも可能である。

なお、運輸規則第 19 条の 2 及び施行規則第 51 条の 26 の義務の主体はあくまで運送事業者等であることに鑑み、車両提供者が当該契約の締結主体となる場合は、運送事業者等が当該契約における被保険者となったうえで、常に契約状況の確認や必要な書類の入手ができるようにするとともに、事故時には、当該車両提供者の協力を得つつ対応にあたるなど、運送事業者等が保険契約の締結主体となる場合と相違なく対応されたい。

また、運送事業者等及び車両提供者それぞれの役割については、別添整理表を参考にされたい。

以上

## 運送事業者等及び車両提供者の役割分担に係る整理表

役割	主体
運輸規則第 19 条の 2 及び施行規則第 51 条の 26 に 基づき損害を賠償するための措置を講ずべき者	運送事業者等
損害保険契約の被保険者	運送事業者等
契約状況やその内容について常に把握すべき者	運送事業者等
事故発生時に責任をもって対応すべき者	運送事業者等
損害保険契約の締結をする者	運送事業者等又は車両提供者